

防犯画像の活用を検討

東京ビッグサイト会議棟では万引防止に関するセミナーが開催された。ここでは全国万引防止犯罪機構（東京、竹花豊・副理事長）が「防犯画像の取扱いに際してのセキュリティポリシー構築に向けて」のテーマでパネルディスカッションを行った。

最初に首都大学東京・都市教養学部法学系の星周一郎教授が店内に設置された防犯カメラの法的性質や防犯カメラ映像の証拠能力について説明を行った。また、個人情報保護法と防犯カメラの運用にも言及するなど、防犯カメラと個人情報について法的側面から解説した。

次に、市川ビルの長田泰文氏が「窃盗撲滅プロジェクト成功への軌跡」と題して、商業施設における取り組みを述べた。社員教育や行政・警察との協力関係構築といったソフトと、防犯カメラ防犯ゲート増強などハード面を連携させることで、10年間で約85%の万引を減少させたことを紹介した。

全国警備業協会の山本正彦研修センター兼教育企画部統括課長は「店内保安警備業務と防犯画像」のテーマで保安警備の業務形態について説明した。

近年は、万引Gメンによる不審者の記憶に依存していたが、万引Gメン同士が文字情報や画像情報を共有したり、施設によっては、防犯カメラによる監視情報の導入が行われていることを紹介した。

また、最近はこちらのノウハウや技術に加え、顔認証システムなど最新技術を取り入れた形態が一部の店舗で行われている。他店舗でもこの方法が増えていくと、今後の保安警備業務の方向性を示した。



副理事長竹花を務めた司会